令和8年7月1日改訂

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

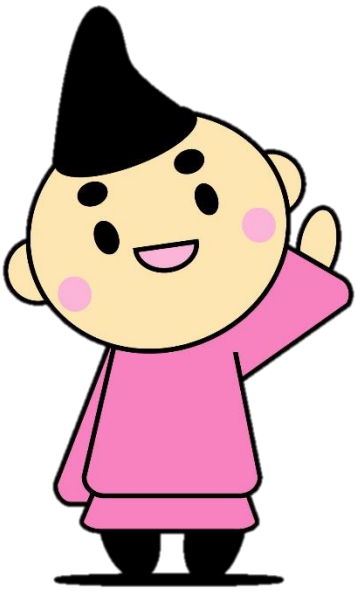

茅ヶ崎市

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、生活自立相談窓口（地域福祉課）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支 給 額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯：41,000円　2人世帯：49,000円　3～5人世帯：53,000円

6人世帯：57,000円　7人以上世帯：64,000円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長・再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付　※クレジットカード払いに定められている場合等を除く

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

①離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。

②ア）離職等　または　イ）休業等　のいずれかに該当すること。

ア）申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること（疾病、負傷、育児等やむを得ない事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合にはその日数を加算し、4年以内であること）

イ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあること。

③離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）

④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（児童手当、児童扶養手当など特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金の受取については収入として算定しない）。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	9．2万円	＋　家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	13．3万円
2人	13．9万円		18．8万円
3人	17．2万円		22．5万円
4人	21．4万円		26．7万円
5人	25．5万円		30．8万円

※5人を超える世帯の収入基準額については、別途お示しします。

⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

◆金融資産＝預貯金、現金、債券、株式、投資信託

◆負債がある場合、金融資産と相殺はしない

世帯人数	金融資産
１人	５０．４万円
２人	７８万円
３人以上	１００万円

⑥公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）又は生活自立相談窓口（地域福祉課）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

※自営業者かつ事業再生を目指す場合には、経営相談先への相談等により代替措置可

⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の①②の場合に応じた額。

①申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合

支給額 ＝ 申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額（※）

【支給例】単身世帯で収入が 80,000円、かつ、家賃50,000円の場合・・・41,000円

②申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

支給額 ＝ 基準額 ＋ 申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額（※） － 世帯収入額

【支給例】単身世帯で収入が110,000円、かつ、家賃50,000円の場合・・・32,000円

32,000円(支給額)＝92,000(基準額)+50,000(家賃)-110,000(世帯収入額)

(※)賃貸借契約書に記載された実際の家賃額

◆住居確保給付金支給額には、世帯人数に応じて上限があります。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

①住居確保給付金支給申請書

ハローワーク又は生活自立相談窓口（地域福祉課）（以下、「ハローワーク等」という。）への求職申込みが必須となります。ハローワークへの求職申込みはハローワークへの来所の他、令和３年９月２１日からハローワークインターネットサービス上の手続きのみで求職登録が可能となりました。詳細は、別紙「ハローワーク利用のご案内」を参照してください。

様式１－１Ａ（裏面）に求職番号又は生活自立相談窓口（地域福祉課）への相談申し込み日時を記載してください。

※自営業者かつ事業再生を目指す場合には、経営相談先への相談等により代替措置可

様式１－１Ａ（裏面）に経営相談先の名称を記載してください。

②本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、※健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

※マイナンバーカードの保険証利用の開始に伴い、国民健康保険証及び後期高齢者医療被保険者証は、令和6年12月2日で廃止されます。経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担割合などに変更がない限り、本人確認書類の対象となります。（有効期限内に限る）

③離職関係書類

１）離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

【離職】

離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている

通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。

【廃業】自営業を廃業した者の場合は、廃業届など廃業したことを確認できる書類

２）収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

（例）雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したこが分かる文書、請負契約等のアポイント　がキャンセルになったことが分かる文書など。

④申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し、証券口座の写しまたは資産状況が確認できるアプリ等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ **住居確保給付金の支給申請**

・ 必要書類を添えて、申請書を生活自立相談窓口（地域福祉課）に提出します。

・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ **入居住宅の貸主との調整**

・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ **ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認**

・ハローワーク等への求職申込みを行ってください。（ハローワークへの求職申込はオンライン登録も可能です）

※自営業者かつ事業再生を目指す場合には、経営相談先への相談等により代替措置可

◆ **住居確保給付金の確認書類の提出**

・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、 生活自立相談窓口（地域福祉課）に提出してください。

・ ハローワークから付与された求職番号又は生活自立相談窓口（地域福祉課）への相談申し込み日時を、住居確保給付金申請時確認書（様式１－１Ａ裏面）へ記載し、生活自立相談窓口（地域福祉課）へ提出してください。

※自営業者かつ事業再生を目指す場合には、経営相談先への相談等により代替措置可　様式１－１Ａ（裏面）に経営相談先の名称を記載してください。

◆ **住居確保給付金の審査・決定**

・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。

・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

・ 住居確保給付金は茅ヶ崎市長が特に必要と認める場合を除き、茅ヶ崎市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ **総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み**

・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

◆　離職、廃業、休業等（就労をめざす者）の求職活動等要件

①（申請時等）ハローワーク等への求職申込み

②自立相談支援機関での相談（月4回以上）※

③ハローワーク等での職業相談（月2回以上）

④企業等への応募（原則週1回以上）

⑤プランに沿った活動（家計相談等への参加など）

◆　休業等（事業再生等をめざす者）の求職活動等要件

❶（申請時等）経営相談先への相談申込み

❷自立相談支援機関での相談（月4回以上）※

❸経営相談先での経営相談（月1回以上）

❹給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）

❺プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

※相談方法については、少なくとも月1回は対面

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1～3か月	4～6か月	7～9か月
・離職、廃業 ・休業等（就労をめざす者）	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤
・休業等 （事業再生等をめざす者）	❶ ❷ ❸ ❹ ❺	❶ ❷ ❸ ❹ ❺	

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

◆　支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は６か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活自立相談窓口（地域福祉課）へ提出してください。

◆　提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

◆　住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、３か月間を、２回まで、延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
・受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合　等

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、 生活自立相談窓口（地域福祉課）へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

◆以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
- 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、生活自立相談窓口（地域福祉課の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

・自立相談支援機関に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった、又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、生活自立相談窓口（地域福祉課）へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

◆　求職活動等を怠る方については、支給を中止します。

◆　生活自立相談窓口（地域福祉課） が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。

◆　受給中に常用就職または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額（次の表を参照）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	９．２万円	＋　家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	１３．３万円
2人	１３．９万円		１８．８万円
3人	１７．２万円		２２．５万円
4人	２１．４万円		２６．７万円
5人	２５．５万円		３０．８万円

◆　受給中に常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。

◆　住宅を退去した者（大家からの要請の場合、 生活自立相談窓口（地域福祉課）の指示による場合を除く。）については支給を中止します。

◆　支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。

◆　受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。

◆　上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。

◆　支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

◆　住居確保給付金は、原則１人１回の支給です。

◆　ただし、住居確保給付金の受給期間終了後に、下記の条件に該当する場合には再支給の対象になります。

①新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）され、かつ、規定する支給要件に該当する場合

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

②住居確保給付金受給期間中に疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情のため、求職活動要件に該当せず、受給者の申し出により支給が中断となった後、２年以内に支給要件、求職活動要件に該当する場合

③事業を行う個人が当該事業を廃止した場合（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものは除く。）

④個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合

※①③④の場合においては、支給終了後１年の間は住居確保給付金の再支給はできません。

※最後に住居確保給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前の方かつ①に該当する方については、経過措置として支給終了後1年を待たず申請が可能です。

住居確保給付金を徴収する場合があります

◆　住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の申請から支給までの流れ

申請から振込まで1月程度

※申請数等により給付までの時間は前後します。

「住居確保給付金」申請書類の受付

【審査】
申請書類に不備があった場合は、修正や追加で資料の提出を依頼する場合があります。

「支給」又は「不支給」決定通知書の発送

※支給の有無に関わらず、不動産会社へ連絡をお願いします。

【支給が決定した場合】

「請求書」の返送をお願いします

住居確保給付金振込支払明細書の発送

※振込日の確定後、不動産会社へ「住居確保給付金振込支払明細書」を発送します。

住居確保給付金の支給（貸主の指定口座へ振込）

[お問い合わせ先]
茅ヶ崎市福祉部地域福祉課
TEL：0467-82-1111　FAX：0467-82-5157